

証券コード 157A
2025年9月3日
(電子提供措置の開始日2025年9月3日)

株 主 各 位

東京都渋谷区神南一丁目4番9号
グリーンモンスター株式会社
代表取締役 小 川 亮

第12期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第12期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://greenmonster.co.jp/ir/info/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年9月24日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年9月25日(木曜日) 午前10時00分(受付開始 午前9時30分)
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号 渋谷東口ビル4F
TKPガーデンシティ渋谷 ホール4C
3. 目的事項
報告事項
 1. 第12期(2024年7月1日から2025年6月30日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第12期(2024年7月1日から2025年6月30日まで) 計算書類の内容報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役3名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・ 主要な事業所等
 - ・ 会社の新株予約権等に関する事項
 - ・ 会計監査人に関する事項
 - ・ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
 - ・ 連結株主資本等変動計算書
 - ・ 連結注記表
 - ・ 株主資本等変動計算書
 - ・ 個別注記表

議決権行使方法のご案内

当日ご出席されない場合



○郵送によるご行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2025年9月24日（水曜日）午後6時必着



○「スマート行使」によるご行使

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。詳細につきましては次ページをご覧ください。

行使期限 2025年9月24日（水曜日）午後6時まで



○インターネットによるご行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、賛否をご送信ください。詳細につきましては次ページをご覧ください。

行使期限 2025年9月24日（水曜日）午後6時まで

当日ご出席される場合



○株主総会への出席

当日、同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますよう、お願い申し上げます。

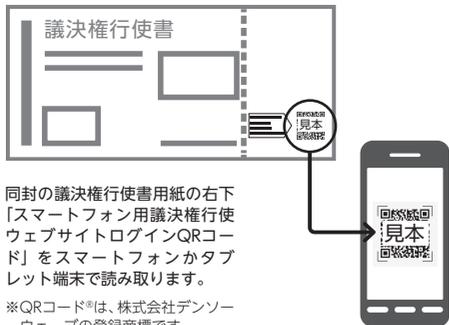
株主総会日時 2025年9月25日（木曜日）午前10時開催

※書面（郵送）による議決権行使とインターネット（「スマート行使」を含む。）による議決権行使が重複して為された場合は、到着日時を問わず、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※インターネット（「スマート行使」を含む。）による議決権行使が複数回為された場合には、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

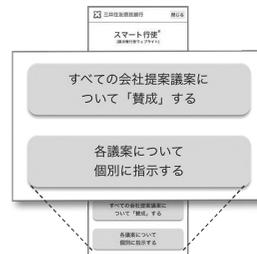
①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンカメラで読み取ります。

※QRコード®は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

②以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが以下のPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、下記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

インターネットによるご行使について

お手元の議決権行使書用紙の、所有株式数が印字されている面の左下に記載されている「議決権行使コード」及び「パスワード」をご用意のうえ、アクセスをお願いいたします。

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする



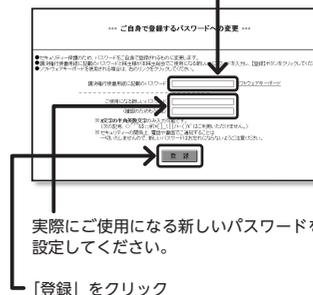
②ログインする

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



③パスワードを入力する

同封の議決権行使書用紙に記載の「初期パスワード」をご入力ください。



実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。
「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1.提案の理由

将来の事業領域の拡充に備え、現行定款第2条の事業目的を追加するものであります。

2.変更の内容

変更の内容につきましては、次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 広告代理業及び広告業 2. 自社メディア及びECサイトの運営及び出版 3. コンピュータシステム及びソフトウェアの企画・制作・開発・販売・保守及びコンサルティング 4. スマートデバイス向けアプリケーション及びコンテンツの企画・制作・開発・販売・保守及びコンサルティング 5. インターネットのホームページの企画及び制作 6. マーケティングリサーチ業 7. 各種イベント・研修及びセミナーの企画・立案・制作・運営及び管理 <p>(新設)</p> <p><u>8. 前各号に付帯関連する一切の業務</u></p>	<p>第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 広告代理業及び広告業 2. 自社メディア及びECサイトの運営及び出版 3. コンピュータシステム及びソフトウェアの企画・制作・開発・販売・保守及びコンサルティング 4. スマートデバイス向けアプリケーション及びコンテンツの企画・制作・開発・販売・保守及びコンサルティング 5. インターネットのホームページの企画及び制作 6. マーケティングリサーチ業 7. 各種イベント・研修及びセミナーの企画・立案・制作・運営及び管理 <u>8. 労働者派遣事業</u> <u>9. 前各号に付帯関連する一切の業務</u>

第2号議案 取締役3名選任の件

現任取締役4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	おがわ あきら 小川 亮 (1978年9月10日生)	2007年11月 株式会社インデックス（現 イグジット株式会社）入社	1,150,000株
		2014年3月 当社入社 2014年3月 当社代表取締役就任（現任）	
<p>【取締役候補者とした理由】 優れた経営手腕とリーダーシップにより当社の企業価値を大きく向上させており、経営全般に関する卓越した知見を有していることから、引き続き取締役候補者としました。</p>			
2	ふじさわ ありさ 藤沢 亜理沙 (1985年12月30日生)	2008年4月 株式会社リクルート 入社	304,000株
		2009年1月 比較.com株式会社（現 手間いらず株式会社）入社 2010年1月 株式会社インデックス（現 イグジット株式会社）入社 2013年7月 当社入社 2014年3月 当社事業部管掌取締役就任（現任）	
<p>【取締役候補者とした理由】 事業部門の責任者として当社の売上拡大に大きく寄与しており、当社における豊富な業務経験と、事業経営に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者としました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	のきな あきら 軒名 彰 (1958年1月20日生)	1982年4月 日興証券株式会社 (現 SMBC日興証券) 入社 2016年4月 日興システムソリューションズ株式会社 代表取締役会長 2017年6月 日本郵便株式会社 社外取締役 2018年7月 ビジネスコーチ株式会社 社外取締役 (現任) 2019年1月 株式会社オハラ 社外取締役 (現任) 2019年6月 北洋証券株式会社 代表取締役会長 (現任) 2022年6月 株式会社はせがわ 社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) ビジネスコーチ株式会社 社外取締役 株式会社オハラ 社外取締役 北洋証券株式会社 代表取締役会長 株式会社はせがわ 社外取締役	—
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 証券業務の豊かな知識と高い見識を有しており、また企業経営者として豊富な経験を有していることから、当該知見を活かして特に資本政策や経営戦略について専門的な観点から、当社グループの業務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 軒名 彰氏は、社外取締役候補者であります。
3. 軒名 彰氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が取締役に就任した場合、同氏を独立役員として指定する予定であります。
4. 軒名 彰氏が原案どおり選任された場合、当社は会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。
- その契約内容の概要は、次のとおりです。
- ・会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する。
 - ・損害賠償責任の限度額は、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 小川 亮氏の所有株式数は、小氏の資産管理会社であるDon't Look Back in Anger株式会社が所有する株式数を含んでおります。
7. 藤沢亜理沙氏の戸籍上の氏名は、豊田 亜理沙であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 島田 一氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されます。

つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
みやこし てつや 宮腰 哲也 (1962年9月11日生)	1986年4月 三菱信託銀行株式会社（現:三菱UFJ信託銀行株式会社）入社 2016年11月 菱進ホールディングス株式会社 取締役 2021年3月 ミヨシ油脂株式会社 常勤監査役	—

【社外監査役候補者とした理由】

長年の金融機関における経験があり、金融・財務に関する幅広い知識と見識を有しております。これまでの豊富な経験を、当社グループの適切な監査に活かしていただけると判断したためであります。

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 宮腰 哲也氏は、社外監査役候補者であります。
3. 宮腰 哲也氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査役に就任した場合、同氏を独立役員として指定する予定であります。
4. 宮腰 哲也氏が原案どおり選任された場合、当社は会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

その契約内容の概要は、次のとおりです。

- ・会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する。
- ・損害賠償責任の限度額は、社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。

5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。宮腰 哲也氏が原案どおり選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

事業報告

2024年7月1日から
2025年6月30日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2024年7月1日～2025年6月30日）におけるわが国経済は、日経平均株価が34年ぶりの高値を更新するなど、経済環境については回復基調で推移しました。しかし、原油価格の急騰や円安進行の影響で物価が上昇し、特に食品やエネルギーの価格高騰が消費者に重くのしかかることとなりました。その結果、企業に対する賃金上昇の圧力が増大し、多くの企業がさらなる待遇改善や働き方改革の実施に取り組む状況が続いております。一方、ウクライナ情勢の悪化や米中間の貿易摩擦が続くことで国際経済の不透明感が増し、エネルギー価格のさらなる上昇や供給不安が続いております。これらの国内外の事情を受けて、経済の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような事業環境の中、当社グループは、主力事業である体験型投資学習アプリのFX取引体験型学習アプリ「FXなび」、株取引体験型学習アプリ「株たす」、株&積立投資シミュレーションアプリ「トウシカ」の機能改善開発とコンテンツ配信を通じて、新たに投資を始めたい方々の支援をしてまいりました。2024年1月に開始された新NISA制度の定着及び為替市場の変動による投資機会の拡大に対応し、「株たす」に投資初心者の方が抱く疑問をその場で解消することができる「AIチャット機能」を追加するなどのアプリの新機能リリースや、対象企業のデモ株式を購入し一定の条件を満たすと、抽選で実際に企業が提供している株主優待と同等の商品がもらえる「誰デモ株主優待」といったキャンペーン実施によるマーケティング強化を行ったことにより、アプリのインストール数及び口座開設数は堅調に推移しました。また、連結子会社によるファイナンシャルプランニングサービスの事業についても、株式会社FPコンサルティングにおいては順調に顧問先の獲得が進み、売上の増加に繋がりました。加えて、投資学習支援事業における新たな収益源の獲得のため、2024年8月に、投資スクール「投資の学校プレミアム」を運営する株式会社ファイナンシャルインテリジェンスの全株式を取得して子会社化したことも、売上の増加に繋がりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績については、売上高は、2,006,859千円(前年同期比2.5%増)、営業利益は123,675千円(前年同期比46.5%減)、経常利益は125,961千円(前年

同期比45.5%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は32,652千円(前年同期比79.1%減)となりました。なお、当社グループの報告セグメントは、「投資学習支援事業」のみであり、その他の事業セグメントは、開示の重要性が乏しいため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資等(無形固定資産含む)の総額は28,515千円であり、その主な内容は事業譲受により受け入れたプラットフォーム事業のソフトウェア10,145千円及びファイナンシャルプランニングサービス用のシステム改修9,750千円であります。なお、当社グループの報告セグメントは、「投資学習支援事業」のみであります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、2024年10月1日付けにてオンセンス株式会社よりカベナビJAPAN事業を譲り受けました。

(5) 対処すべき課題

① 当社グループのサービスに対する認知度向上

当社グループが継続的な成長を遂げるには、投資学習の社会的意義や当社グループのサービスについて、広く世間一般の人々の認知度を向上させることが重要であると考えております。

当社グループは、継続的な事業拡大はもちろんのこと、認知度向上のためのWeb広告、マス広告、イベント出展等による広告宣伝活動を通して、認知度向上を図っていくことが重要であると認識しております。

② プロダクトの強化

当社グループが継続的な成長を遂げるには、当社グループプロダクトであるアプリの品質向上を図り、ユーザーにより良い投資学習体験を提供していくことが重要であると考えております。当社グループは、継続的にアプリの機能やUI/UXの強化・改善を行ってまいります。

③ 人材確保と組織体制の整備

当社グループの事業の継続的な成長の実現に向けて、サービスを企画・設計するプランナー人材、事業の拡大やアライアンスを手がける事業開発人材等を中心に、優秀な人材を採用し、強固な組織体制を整備することが重要だと認識しております。今後も積極的な採用活動と教育を推進していく一方で、従業員が中長期にわたって活躍しやすい環境の整備、企業カルチャーの醸成及び人事制度の構築等を進め、組織力の強化に取り組んでまいります。

④ システムの安定稼働

当社グループのサービスは、その大部分がインターネットを利用したサービスであり、システムの安定的な稼働が不可欠です。そのため、不正アクセス対策、コンピュータウィルス対策、データの管理等の徹底を図っております。今後見込まれる利用者数及び取引量の増加や取り扱いデータ容量の拡大に伴うシステム投資、適切な人員体制の拡充を計画的に行うとともに、データのバックアップ体制強化等についても努めてまいります。

⑤ 内部管理体制の強化

当社グループは成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。当社グループはこれまでも体制整備を進めてまいりましたが、今後も事業規模の拡大に伴って、管理系の各部署における優秀な人材の採用・確保、定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化、監査役監査の実施によるコーポレート・ガバナンスの充実などを行っていく方針です。

⑥ 財務上の課題

当社グループは、金融機関からの借入金を有するものの十分な手元流動性が確保されております。また、2025年6月末時点において、4つの金融機関と総額1,300百万円の当座貸越契約に基づく借入による資金調達も可能であることから、優先的に対処すべき財務上の課題はないと考えておりますが、今後の事業拡大に備えて、更なる内部留保の確保と営業キャッシュ・フローの改善等により財務体質の強化を図ってまいります。

(6) 財産及び損益の状況

	2022年6月期 第9期	2023年6月期 第10期	2024年6月期 第11期	2025年6月期 第12期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	—	1,711	1,957	2,006
経常利益 (百万円)	—	169	231	125
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	—	121	156	32
1株当たり当期純利益 (円)	—	49.83	59.33	10.37
総資産 (百万円)	—	1,065	1,850	1,821
純資産 (百万円)	—	639	1,472	1,430
1株当たり純資産 (円)	—	262.15	461.51	456.71

- (注) 1. 第10期より連結計算書類を作成しており、第9期は連結計算書類を作成していないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式の総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式の総数により算出しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社F Pコンサルティング	10百万円	100.0%	ファイナンシャル・プランニング
株式会社ファイナンシャルインテリジェンス	9百万円	100.0%	投資スクールの運営
ブラックモンスター株式会社	10百万円	100.0%	BPO及びDX支援事業

(8) 主要な事業内容 (2025年6月30日現在)

事業セグメント	事業内容
投資学習支援事業	体験型投資学習アプリの開発・運営及び投資スクールの運営並びにファイナンシャルプランニングサービス

(9) 従業員の状況 (2025年6月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数 (名)	前連結会計年度末比増減「増」
43 (1)	4

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時従業員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
35	34	2.7	5,615

(注) 上記のほか、臨時従業員が存在しないため記載しておりません。

(10) 主要な借入先の状況 (2025年6月30日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	50百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 12,760,000株
(2) 発行済株式の総数 3,214,700株 (自己株式81,900株を含む)
(3) 株 主 数 2,068名
(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
小 川 亮	1,150,000株	36.71%
藤 沢 亜理沙	304,000株	9.70%
WMグロース4号投資事業有限責任組合	300,000株	9.58%
久 保 ひふみ	110,000株	3.51%
楽天証券株式会社	48,300株	1.54%
株式会社サステイナブル・インベスター	45,200株	1.44%
上田八木短資株式会社	43,600株	1.39%
株式会社KINOCOS	40,000株	1.28%
北村 龍一	33,000株	1.05%
株式会社SBI証券	29,567株	0.94%

(注) 小川亮の所有株式数には、Don't Look Back in Anger株式会社が所有している株式数 (40,000株) を含めた実質所有により記載しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
小川 亮	代表取締役	
藤沢 亜理沙	取締役	事業部管掌
開原 信一	取締役	CFO、公認会計士、管理部管掌
中島 真志	社外取締役	麗澤大学経済学部教授 ナッジ株式会社 社外取締役
島田 一	常勤社外監査役	
末廣 貴司	社外監査役	公認会計士、税理士 株式会社Aiming 非常勤監査役 株式会社SFIDAX 非常勤監査役
河村 敦志	社外監査役	弁護士 岡崎信用金庫 非常勤監事

- (注) 1. 取締役 中島 真志氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 島田 一氏、監査役 末廣 貴司氏及び監査役 河村 敦志氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役 中島 真志氏、監査役 島田 一氏、監査役 末廣 貴司氏及び監査役 河村 敦志氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 社外役員の重要な兼職先と当社の間には、記載すべき特別な利害関係はありません。
5. 監査役 末廣 貴司氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に相当程度の知見を有しております。
6. 監査役 河村 敦志氏は、弁護士の資格を有しており、法務及び財務に相当程度の知見を有しております。
7. 藤沢亜理沙氏の戸籍上の氏名は、豊田亜理沙であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役1名及び社外監査役3名は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合に限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該被保険者がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。故意又は重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されません。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、役員等の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、取締役の報酬等の額は、株主総会により承認された報酬限度額の範囲内で、役位、キャリア、経営責任の度合い等に基づき、代表取締役小川亮が報酬案を作成し、取締役会での審議を経て、取締役会決議により決定しております。なお、現在は固定報酬のみで、業績連動報酬は導入しておりません。また、監査役等の報酬等の額は、株主総会により承認された報酬限度額の範囲内で、監査役等の協議で決定しております。

② 取締役及び監査役等の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役等の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2023年11月30日であり、決議の内容は取締役年間報酬総額の上限を150百万円（社外取締役20百万円）以内（決議時点の取締役の員数は4名、うち社外取締役1名）とするものであります。また、当社の監査役等の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2023年11月30日であり、決議の内容は監査役年間報酬総額の上限を30百万円以内（決議時点の監査役の員数は3名）とするものであります。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	52,800 (1,800)	52,800 (1,800)	—	—	4 (1)
監査役 (うち社外監査役)	13,620 (13,620)	13,620 (13,620)	—	—	3 (3)

(5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	中 島 真 志	当事業年度の取締役会の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、金融に関する知識と経験に基づき、当社の経営全般に関する意見及び助言を適宜発言し、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役	島 田 一	当事業年度の取締役会及び監査役会の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、長年にわたる監査役としての知識と経験に基づき適宜発言を行っております。また、常勤監査役として、規程の運用状況の確認や重要会議へ出席し、意思決定の過程及び取締役の業務執行状況の監査を行っております。
社外監査役	末 廣 貴 司	当事業年度の取締役会及び監査役会の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士及び税理士としての専門的見地から、主に財務会計の分野から経営全般に関する発言を適宜行っております。
社外監査役	河 村 敦 志	当事業年度の取締役会及び監査役会の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地及び経験に基づき、経営の適法性及び妥当性を確保するための発言を適宜行っております。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

株主の皆様への利益還元を重要な経営課題として認識しており、配当原資確保のため収益力を強化し、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。当社は、内部留保の充実等を図り、事業拡大のための投資に充当するため、創業以来配当を実施していませんでしたが、体験型投資学習アプリで、配当や株主優待の学習コンテンツを提供しており、『おかねの学び』を提供する会社だからこそ、自社を事例とした学習コンテンツの提供機会を確保すると同時に、株主の皆様との中長期的な関係構築に向けた施策の一つとして、昨年度に引き続き剰余金の配当を行います。剰余金の配当は年1回の期末配当を行うことを基本方針とし、当事業年度につきましては、1株当たり10.0円の期末配当の実施となります。

なお、当社は会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等に係る決定機関を取締役会とする旨を定款で定めております。

5. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2025年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	1,463,780	流動負債	311,835
現金及び預金	1,185,144	買掛金	88,715
売掛金	204,201	1年内返済予定の長期借入金	10,008
その他	76,698	未払金	113,314
貸倒引当金	△2,262	未払法人税等	4,876
		未払消費税等	7,301
固定資産	357,760	契約負債	61,447
有形固定資産	37,921	その他	26,171
建物	27,857	固定負債	78,735
工具器具備品	21,840	長期借入金	40,786
減価償却累計額	△11,776	役員退職慰労引当金	31,752
無形固定資産	253,932	繰延税金負債	6,107
のれん	227,042	負 債 合 計	390,570
ソフトウェア	26,889	(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産	65,906	株主資本	1,430,790
投資有価証券	0	資本金	34,184
繰延税金資産	33,662	資本剰余金	539,734
その他	32,243	利益剰余金	903,445
		自己株式	△46,574
		新株予約権	180
		純 資 産 合 計	1,430,970
資 産 合 計	1,821,541	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,821,541

連結損益計算書

2024年7月1日から
2025年6月30日まで

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		2,006,859
売上原価		1,296,927
売上総利益		709,932
販売費及び一般管理費		586,257
営業利益		123,675
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,278	
為替差益	2,116	
受取家賃	1,840	
その他	369	5,605
営業外費用		
支払利息	3,297	
その他	22	3,319
経常利益		125,961
特別損失		
投資有価証券評価損	49,999	
固定資産除却損	0	50,000
税金等調整前当期純利益		75,961
法人税、住民税及び事業税	50,855	
法人税等調整額	△7,547	43,308
当期純利益		32,652
親会社株主に帰属する当期純利益		32,652

貸借対照表

(2025年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	1,176,476	流動負債	195,230
現金及び預金	975,567	買掛金	81,924
売掛金	157,280	1年内返済予定の長期借入金	10,008
その他	43,627	未払金	90,468
		未払配当金	1,273
固定資産	464,069	未払法人税等	612
有形固定資産	35,421	その他	10,943
建物	27,857	固定負債	40,786
工具器具備品	17,508	長期借入金	40,786
減価償却累計額	△9,944		
投資その他の資産	428,648	負 債 合 計	236,016
投資有価証券	0	(純 資 産 の 部)	
関係会社株式	370,900	株主資本	1,404,350
繰延税金資産	33,114	資本金	34,184
その他	24,633	資本剰余金	502,926
		利益剰余金	913,814
		利益準備金	3,190
		その他利益剰余金	910,624
		繰越利益剰余金	910,624
		自己株式	△46,574
		新株予約権	180
		純 資 産 合 計	1,404,530
資 産 合 計	1,640,546	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,640,546

損益計算書

2024年7月1日から
2025年6月30日まで

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		1,546,181
売上原価		1,122,641
売上総利益		423,540
販売費及び一般管理費		336,641
営業利益		86,899
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,190	
為替差益	2,116	
その他	17,740	21,047
営業外費用		
支払利息	3,240	3,240
経常利益		104,706
特別損失		
投資有価証券評価損	49,999	
固定資産除却損	0	50,000
税引前当期純利益		54,706
法人税、住民税及び事業税	30,919	
法人税等調整額	△12,250	18,668
当期純利益		36,037

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年8月20日

グリーンモンスター株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鶴見 寛

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 下川 高史

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、グリーンモンスター株式会社の2024年7月1日から2025年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グリーンモンスター株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年8月20日

グリーンモンスター株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鶴見 寛

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 下川 高史

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、グリーンモンスター株式会社の2024年7月1日から2025年6月30日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2024年7月1日から2025年6月30日までの第12期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年9月2日

グリーンモンスター株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 島 田 一

監査役（社外監査役） 末 廣 貴 司

監査役（社外監査役） 河 村 敦 志

以上

会場

東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号 渋谷東口ビル4F

TKPガーデンシティ渋谷 ホール4C

交通のご案内

- J R 渋谷駅 東口 (徒歩3分) ■ 東急東横線 渋谷駅 B5番出口 (徒歩2分)
- 東京メトロ銀座線 渋谷駅 (徒歩3分) ■ 東急田園都市線 渋谷駅 B5番出口 (徒歩2分)
- 東京メトロ半蔵門線/副都心線 渋谷駅 B5番出口 (徒歩3分)



◎駐車場の用意はいたしていませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

電子提供措置の開始日2025年9月3日

第12期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

主要な事業所等
会社の新株予約権等に関する事項
会計監査人に関する事項
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

グリーンモンスター株式会社

主要な事業所等（2025年6月30日現在）

(1) 当社

本社	東京都渋谷区神南1丁目4-9
----	----------------

(2) 子会社

株式会社FPコンサルティング	大阪府大阪市北区梅田1-1-3
株式会社ファイナンシャルインテリジェンス	東京都新宿区新宿4丁目3-17
ブラックモンスター株式会社	東京都渋谷区神南1丁目4-9

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において取締役及び監査役が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

		第4回新株予約権
発行決議日		2021年9月30日
新株予約権の数		36,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 36,000株 (新株予約権1個につき1株)
新株予約権の払込金額		無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり370円 (1株当たり 370円)
権利行使期間		2023年10月1日から 2031年8月31日まで
行使の条件		(注) 1
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 3,700個 目的となる株式数 3,700株 保有者数 2名
	社外取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監査役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- 1 本新株予約権の割当日において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員（以下「当社の取締役等」という。）のいずれかの地位を有していた本新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役等のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他本新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りでない。
- 2 本新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合又は、株式譲渡、株式交換、合併その他の組織再編により当社が他の会社の子会社や消滅会社となる議案が当社取締役会の決議により承認された場合にのみ本新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りでない。
- 3 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとし、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- 4 本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- 5 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議で当該本新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決定することができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

(2) その他新株予約権等に関する重要な事項

	第1回新株予約権
発行決議日	2019年11月22日
新株予約権の数	180,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 180,000株 (新株予約権1個につき1株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり1円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり185円 (1株当たり 185円)
権利行使期間	2021年11月29日から 2029年11月28日まで
行使の条件	(注) 1
割当先	受託者 中村 直樹 コタエル信託株式会社 (信託口)

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- 1 本新株予約権の割当てを受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。
- 2 本新株予約権者は、本新株予約権の割当日後の下記 (e) に定められる期間において、次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。
 - (a) 判定価格（下記 (e) に定義する。以下同じ）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。
 - (b) 判定価格を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。
 - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、判定価格を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
 - (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が判定価格を下回る価格となったとき。
 - (e) 上記 (a) ないし (d) における「判定価格」を以下のとおり定義する。
 - (i) 割当日から1年間：行使価額に100%を乗じた価格（ただし、上記 (2) において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする。）

- (ii) 割当日の1年後から1年間：行使価額に200%を乗じた価格（ただし、上記（2）において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする。）
- 3 本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社又は当社の子会社・関連会社の取締役もしくは従業員又は業務委託先であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - 4 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - 5 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - 6 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止処分
金融庁が2023年12月26日付で発表した業務停止処分の概要

① 処分対象

太陽有限責任監査法人

② 処分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）

③ 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社では、次のとおり内部統制の整備・強化に取り組んでおります。

- 1 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役会は、取締役会規程に基づき月1回これを開催することを原則とし、取締役間の意思疎通及び相互の業務を監督する。また、社外取締役が取締役会に参加することにより、経営の透明性及び健全性の維持に努めることとする。
 - ・取締役及び使用人の職務執行について、適正な職務の執行を徹底するとともに、代表取締役が任命する内部監査担当者による内部監査及び社外監査役を含む監査役会が定める監査方針に従って実施する監査役監査により、監督強化を図ることとする。
 - ・取締役及び使用人は、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、排除する体制の整備に努める。
- 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役は、職務の執行に係る重要な情報及び文書は文書管理規程に従い適切に保存及び管理し、取締役及び監査役が当該文書等を常時閲覧できることとする。
- 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社は、事業活動に伴い生じる各種リスクについては、リスク点検表に基づき、未然防止策の策定及び進捗管理を行う。
 - ・情報管理に係るリスクについては、情報管理規程に基づき、リスク管理体制の構築及び継続的な改善等を行う。
- 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・職務権限規程に基づき、適切かつ効率的な意思決定及び職務執行を図ることとする。
- 5 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・企業内不祥事の未然・拡大防止を目的として、内部通報規程に基づき内部通報制度を構築し、法令違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努める。
- 6 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ・「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の管理は、子会社管掌取締役が統括し、職務執行の報告等を受け、必要に応じて取締役会への上程及び報告を行う。

- 7 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその独立性に関する事項並びに当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査役会が職務を補助すべき使用人を求めた場合、指名された使用人がその職務を行うこととする。
 - ・ 監査役の職務を補助する使用人への監査業務に関する指揮命令権は、監査役に属するものとする。
- 8 当社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けたものが当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、及び当社の監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 取締役会は監査役及び監査役会に対して、当社における次の事項を報告することとする。
 - ・ 会社に著しい損害を及ぼす事項
 - ・ 毎月の経営状況として重要な事項
 - ・ 監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - ・ 重大な法令及び定款の違反
 - ・ その他内部通報制度により通報されたコンプライアンス上重要な事項
 - ・ 前記に関わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び従業員に対して報告を求めることができる。
 - ・ 取締役及び使用人が監査役に報告を行ったことを理由として、当該報告を行った者に対して不利益な取扱いをしないこととする。
 - ・ 内部通報制度の通報者が不利な取扱いや報復、差別を受けないことを明文化するとともに、プライバシー・人権配慮の確保を図ることとする。
- 9 子会社の取締役等、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
- ・ 子会社の取締役等、監査役及び使用人又はこれらの者が、直接又は内部通報制度等を用いて間接的に当社の監査役に報告する体制を整備する。
 - ・ 前項より報告した者が監査役に報告を行ったことを理由として、当該報告を行った者に対して不利益な取扱いをしないこととする。

- 10 監査役の職務の執行について生ずる費用の償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・ 監査役より監査費用の立替金の精算請求があった場合、当社及び当社グループは直ちにこれを支払うこととする。
- 11 監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・ 監査役会規則の定めに基づき、監査役は重要な会議に出席して意見を述べるとともに、代表取締役と定期的に会合を持ち、代表取締役の経営方針をたしかめ、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査役監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見交換をすることとする。
 - ・ 監査役は必要に応じて取締役及び重要な使用人等からの個別ヒアリングの機会を設けることができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

今期における当社の業務の適正を確保する体制（内部統制システム）の運用状況の概要は、次のとおりです。

1 取締役の職務の執行

定時取締役会を12回、臨時取締役会を4回開催し、重要な業務執行の決定を行うとともに、業績、事業の進捗、リスク管理、内部監査の状況など、重要事項について適宜報告し、取締役の職務執行の監督を適切に行いました。

2 リスク管理並びにコンプライアンス体制

リスク・コンプライアンス委員会を4回開催し、当社のリスク管理及びコンプライアンスに関する方針、組織体制、規程等の策定及び改廃、法令遵守の状況のモニタリング、コンプライアンス意識の啓発や研修、リスクマネジメントに関して協議し、重要な事項を取締役会へ報告いたしました。

3 監査役監査の実効性の確保

監査役は、監査役会等を14回開催し、取締役会や経営会議等、重要会議への出席、重要書類の閲覧、取締役との定期的な意見交換等を通じ、客観的・合理的な監査を実施いたしました。なお、監査役は内部監査担当との連携を確保しております。

連結株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2024年7月1日残高	31,900	537,450	902,693	-	1,472,043
事業年度中の変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	2,284	2,284	-	-	4,569
剰余金の配当	-	-	△31,900	-	△31,900
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	32,652	-	32,652
自己株式の取得	-	-	-	△46,574	△46,574
事業年度中の変動額合計	2,284	2,284	752	△46,574	△41,252
2025年6月30日残高	34,184	539,734	903,445	△46,574	1,430,790

	新株予約権	純資産合計
2024年7月1日残高	180	1,472,223
事業年度中の変動額		
新株の発行 (新株予約権の行使)	-	4,569
剰余金の配当	-	△31,900
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	32,652
自己株式の取得	-	△46,574
事業年度中の変動額合計	-	△41,252
2025年6月30日残高	180	1,430,970

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数

3社

連結子会社の名称

株式会社FPコンサルティング

株式会社ファイナンシャルインテリジェンス

ブラックモンスター株式会社

2. 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

連結の範囲の変更

2024年8月30日(みなし取得日2024年9月30日)に株式会社ファイナンシャルインテリジェンスの全株式を取得したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

2024年11月18日にブラックモンスター株式会社を新規設立したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価の方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

・移動平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物及び建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年
工具器具備品	3年～8年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアの耐用年数については、社内における利用可能期間（5年）によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、現在は役員退職慰労金制度を廃止しております。当連結会計年度末における役員退職慰労引当金残高は、役員退職慰労金制度の廃止時に在任する役員に対する支給予定額であります。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

体験型投資学習アプリにかかる収益は、提携先との契約に基づき当社のコンテンツのユーザーが提携先のサービス登録、申込等を行い、提携先での検収が完了した時に契約上の履行義務を充足したものととして収益を認識しています。

ファイナンシャルプランニングサービスにかかる収益は、顧問契約に基づき役務提供の履行義務を負い、契約期間にわたり収益を認識しております。ただし、セミナーの開催や個人向け金融教育やライフプランニングの提供等、短期の請負契約の場合については顧客の検収を受けた時点で収益を認識しております。

広告代理業については、広告出稿等のサービス提供を行っております。広告出稿がなされた時点で当該サービスに対する支配が顧客に移転し、履行義務を充足したものととして収益認識しております。顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引として、顧客から受け取る額から他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

投資スクール事業及びプラットフォーム事業にかかる収益は、顧客との契約に基づき契約期間にわたりサービスを提供することを履行義務として識別しております。これらの履行義務は時の経過につれて充足されると判断し、顧客との契約において約束された対価の金額を契約期間にわたり収益を認識しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間（4年～8年）にわたって、均等償却を行うこととしております。

(会計方針の変更に関する注記)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、これによる連結計算書類に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更は、遡及適用されますが、当連結会計年度の期首の純資産に対する累積的影響額はありませぬ。

(会計上の見積りに関する注記)

1. のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度 (2025年6月30日)	
のれん	227,042	千円

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当連結会計年度末の連結計算書類に計上されているのれんは、連結子会社及び事業の取得時における将来の超過収益力に関連して発生したものであり、効果の発現する期間にわたって定額法により償却しております。のれんの減損の兆候や認識の判定においては、取得時における事業計画と実績の比較及び将来の事業計画を検討することにより、当該超過収益力が毀損しているかどうかを判定しております。なお、当連結会計年度において、減損の兆候はないと判断しております。

②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

のれんの算定基礎となる将来の事業計画における売上高の成長率を主要な仮定として織り込んでおります。

③翌連結会計年度に係る連結計算書類に与える影響

上述した将来の事業計画の見積りの仮定には不確実性があり、経営環境の悪化等により事業計画と実績に乖離が生じた場合は、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 投資有価証券の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度 (2025年6月30日)	
投資有価証券	0	千円
投資有価証券評価損	49,999	千円

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社の保有する投資有価証券は市場価格のない株式であり、当社は取得時点において投資先企業の1株当たりの純資産額を基礎とした金額に比べて超過収益力を勘案した高い価額で取得しています。取得時の超過収益力を含む実質価額が取得原価の50%程度以上低下していないと判断した場合には、実質価額が著しく低下していないものとして減損処理を行わないこととしています。なお、取得時の超過収益力の検討にあたり、投資先企業の直近の財政状態、事業の進捗状況及びその他定性情報等をもとに、事業計画の妥当性を検討し、当該事業計画に基づいた超過収益力を算定しております。

当連結会計年度において、上記により検討した結果、超過収益力が減少した投資先について評価損を計上しています。

②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

超過収益力の算定において、事業計画や資金調達の状況を総合的に勘案しており、当該事業計画には、売上高及び営業損益等の重要な仮定が含まれております。

③翌連結会計年度に係る連結計算書類に与える影響

事業計画は、経営者の判断及び見積りの不確実性を伴うものであり、見積もりの前提や仮定に変更が生じた場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

当社グループは運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度額の総額	1,300,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	1,300,000千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 3,214,700株
2. 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び数
普通株式 81,900株
3. 剰余金の配当に関する事項
(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年8月14日	普通株式	利益剰余金	31,900	10.00	2024年6月30日	2024年9月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年8月14日	普通株式	利益剰余金	31,328	10.00	2025年6月30日	2025年9月4日

4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 206,800株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

資金計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、取引先企業との業務又は資本提携等に関連する投資であり、そのため当社グループ又は投資先の事業方針の変更などにより当初計画した効果が得られないリスクがあります。

営業債務である買掛金及び未払金は全て1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、為替変動リスクを軽減するために為替予約を利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち、67.96%が特定の大口顧客（上位3社）に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
長期借入金	50,794	48,994	△1,799
負債計	50,974	48,994	△1,799

(* 1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、現金又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(* 2) 市場価格のない株式等は、上表に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額
非上場株式	0

(* 3) 長期借入金には、一年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,185,144	—	—	—
売掛金	204,201	—	—	—
合計	1,389,345	—	—	—

(注) 2. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
長期借入金	10,008	40,032	754	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	48,994	—	48,994
負債計	—	48,994	—	48,994

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

(単位：千円)

	金額
体験型投資学習コンテンツ	1,530,156
広告代理業	3,941
プラットフォーム事業	39,526
投資スクール	261,647
ファイナンシャルプランニングサービス	171,589
顧客との契約から生じる収益	2,006,859
外部顧客への売上高	2,006,859

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4.会計方針に関する事項(4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

当連結会計年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	150,497	204,201
契約負債	13,282	61,447

(注) 契約負債は、契約期間に応じて収益を認識するファイナンシャル・プランニング顧問契約に係る顧客からの前受金に関するもの及び投資スクール事業による顧客からのセミナーの前受金に関するものであります。契約負債は、いずれも収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	456円71銭
1 株当たり当期純利益	10円37銭

株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		
					オープンイノベーション積立金	繰越利益剰余金		
2024年7月1日残高	31,900	－	537,450	537,450	－	12,500	897,176	909,676
事業年度中の変動額								
新株の発行 (新株予約権の行使)	2,284	2,284	－	2,284	－	－	－	－
剰余金の配当	－	－	－	－	3,190	－	△35,090	△31,900
オープンイノベーション積立金の取崩	－	－	－	－	－	△12,500	12,500	－
会社分割による減少	－	－	△36,808	△36,808	－	－	－	－
当期純利益	－	－	－	－	－	－	36,037	36,037
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	2,284	2,284	△36,808	△34,524	3,190	△12,500	13,447	4,137
2025年6月30日残高	34,184	2,284	500,641	502,925	3,190	－	910,624	913,814

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
2024年7月1日残高	－	1,479,026	180	1,479,206
事業年度中の変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)	－	4,569	－	4,569
剰余金の配当	－	△31,900	－	△31,900
オープンイノベーション積立金の取崩	－	－	－	－
会社分割による減少	－	△36,808	－	△36,808
当期純利益	－	36,037	－	36,037
自己株式の取得	△46,574	△46,574	－	△46,574
事業年度中の変動額合計	△46,574	△74,677	－	△74,677
2025年6月30日残高	△46,574	1,404,350	180	1,404,530

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項)

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

関係会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 … 定率法 (ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (附属設備を除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法) を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年

工具器具備品 3年～8年

(3) 収益及び費用の計上基準

体験型投資学習アプリにかかる収益は、提携先との契約に基づき当社のコンテンツのユーザーが提携先のサービス登録、申込等を行い、提携先での検収が完了した時に契約上の履行義務を充足したものととして収益を認識しています。

広告代理業については、広告出稿等のサービス提供を行っております。広告出稿がなされた時点で当該サービスに対する支配が顧客に移転し、履行義務を充足したものととして収益認識しております。顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引として、顧客から受け取る額から他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

プラットフォーム事業にかかる収益は、顧客との契約に基づき契約期間にわたりサービスを提供することを履行義務として識別しております。これらの履行義務は時の経過につれて充足されると判断し、顧客との契約において約束された対価の金額を契約期間にわたり収益を認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度 (2025年6月30日)	
関係会社株式	370,900	千円

(2) 選別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社の保有する関係会社は市場価格のない株式であり、取得時の超過収益力を含む実質価額が取得原価の50%程度以上低下していないと判断した場合には、実質価額が著しく低下していないものとして減損処理を行わないこととしています。なお、取得時の超過収益力の検討にあたり、将来の事業計画の妥当性を検討し、当該事業計画に基づいた超過収益力を算定しております。

②当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

超過収益力の算定においては、将来の事業計画と実績との比較を行うことにより判断しており、将来の事業計画における売上高の成長率を主要な仮定として織り込んでおります。

③当事業年度に係る計算書類に与える影響

将来の事業計画は、経営者の判断及び見積りの不確実性を伴うものであり、見積りの前提や仮定に変更が生じた場合には、翌事業年度の計算書類において関係会社株式の計上金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 投資有価証券の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度 (2025年6月30日)	
投資有価証券	0	千円
投資有価証券評価損	49,999	千円

(2) 選別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類（会計上の見積りに関する注記）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。

事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	当事業年度 (2025年6月30日)	
当座貸越極度額	1,250,000	千円
借入実行残高	—	
差引額	1,250,000	千円

2. 関係会社に対する金銭債権、金銭債務

	当事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
短期金銭債権	2,029 千円
短期金銭債務	2,326 千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

	当事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
営業取引による取引高	2,130 千円
営業取引以外による取引高	17,471 千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

81,900株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払金	1,101 千円
未払費用	905 千円
資産調整勘定	13,297 千円
投資有価証券評価損	17,716 千円
その他	790 千円
評価性引当金	△463 千円
繰延税金資産合計	<u>33,347 千円</u>
繰延税金負債	
未収還付事業税	<u>233 千円</u>
繰延税金負債合計	<u>233 千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>33,114 千円</u>

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類（収益認識に関する注記）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	448円27銭
1株当たり当期純利益	11円45銭